

I 総論



第1章 あきる野市総合計画・後期基本計画について

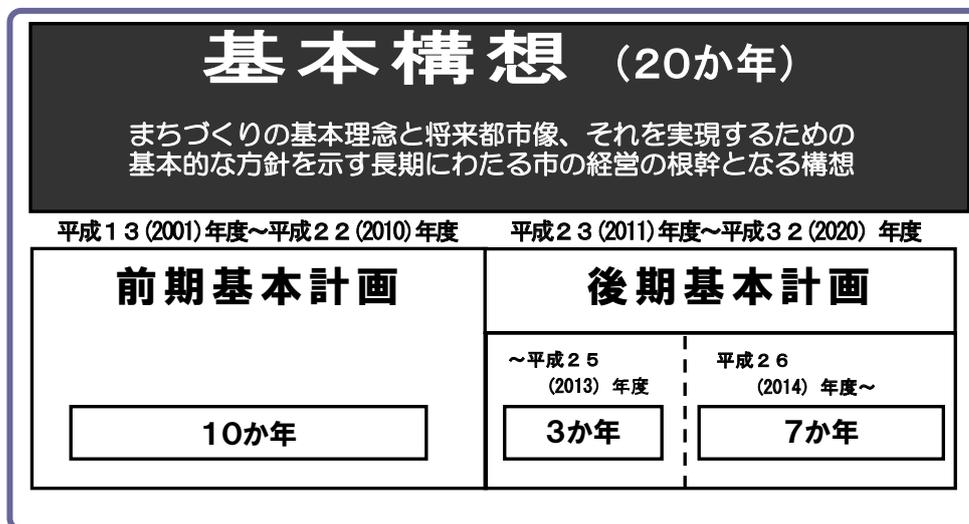
第1節 後期基本計画の位置づけ及び計画期間

あきる野市総合計画・後期基本計画は、長期的な展望に立った総合的なまちづくりの方針である「あきる野市総合計画 基本構想」（平成13（2001）年3月策定）に基づき、将来都市像である「人と緑の新創造都市^{※1}」の計画的な実現に向けて、具体的な施策の方向を総合的かつ体系的に示す計画です。

後期基本計画については、平成23（2011）年度から平成32（2020）年度までの10年間としていますが、国の政権交代や経済の低迷など不透明な社会経済情勢の中、施策の実施状況等を十分に勘案し、社会の変化に対応できるよう平成25（2013）年度までの3か年と平成26（2014）年度からの7か年に分けて策定することとしています。

このことから、平成26（2014）年度から平成32（2020）年度までの7か年の後期基本計画を策定するものです。

なお、計画期間内に、本市を取り巻く社会経済情勢や行財政制度などが著しく変化した場合においては、適切な補完又は改定を行うこととします。



*1 将来都市像「人と緑の新創造都市」

総合計画基本構想では、目標とする将来都市像として、まちづくりの基本理念に基づき、人と緑が共生し、今まで以上にすばらしいあきる野の文化、社会、都市を創造していきたいという願いを込め、少子・高齢の時代、環境の時代において、やさしく力強く、活力と創造性あふれる「人と緑の新創造都市」を将来都市像として定めている。

第2節 将来人口の見直し

日本の総人口は既に減少に転じており、平成25（2013）年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した人口推計によると、今後、本市の人口も減少していくと推計されています。

このことを踏まえ、今回、後期基本計画の策定に当たり、あきる野市の直近の人口動態などを基にして、独自に人口推計を行いました。その結果、基本構想における平成32（2020）年の将来人口を11万人から8万1,000人に改めます。

		平成22（2010）年		平成32（2020）年	
		将来人口フレーム		将来人口フレーム	
			実数値（※1）		見直し後の 想定値（※2）
総人口		90,000人	81,852人	110,000人	81,000人
（世代別 構成比）	15歳未満	16%	14.2%	16%	12.5%
	15～64歳	63%	62.6%	60%	57.8%
	65歳以上	21%	23.3%	24%	29.8%
世帯		32,000世帯	33,096世帯	40,000世帯	34,500世帯
昼間人口[*2]		81,000人	70,137人	110,000人	71,000人
昼夜間人口比率[*3] （昼間人口／総人口）×100		90	86.7	100	88

※1 「総人口」「総人口の世代別構成比」及び「世帯」については、平成22（2010）年10月1日現在の住民基本台帳の人口及び外国人登録者の合計である。「昼間人口」及び「昼夜間人口比率」については、平成22（2010）年10月1日現在の国勢調査結果である。

※2 「世帯」は、今回想定した将来人口を基に、「東京都世帯数の予測（平成21年3月）」を用いて算出している。

※2 「昼間人口」は、今回想定した将来人口を基に、平成22（2010）年国勢調査の男女別、年齢別（5歳階層）の昼間人口比率を用いて算出している。

※1及び※2 「世代別構成比」は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならない。

第3節 計画の体系

将来都市像「人と緑の新創造都市」の実現に向け、6つの基本方針の下に、次のとおりの体系として、施策分野別に目標を示すとともに、目標ごとに施策の内容を定めています。

*2 昼間人口

常住する人口に、市へ通勤・通学のために流入する人口を加え、市から通勤・通学のために流出する人口を差し引いた人口。夜間に通勤・通学する場合も含まれ、買い物や行楽などの一時的な流入は含まない。

*3 昼夜間人口比率

常住している人口100人当たりの昼間人口の割合。

計画の体系

基本理念

豊かさと活力のある都市の創造

豊かな自然と人との共生による文化の創造

安心して暮らせる魅力ある社会の創造

将来都市像

人と緑の新創造都市

施策の大綱

(基本方針)

(目標)

第1章
自然と都市機能の
調和した暮らしやすい
都市をめざして
(都市整備分野)

- 第1節 快適でゆとりある都市づくりの推進
- 第2節 緑豊かで良好な都市景観の形成
- 第3節 安全で利便性の高い都市基盤の充実

第2章
市民の暮らしをリードする
産業都市をめざして
(産業振興分野)

- 第1節 地域特性を活かした産業誘致の促進
- 第2節 活力ある商業の振興
- 第3節 あるきたくなる街あきる野をめざした観光業の振興
- 第4節 消費志向に合わせた都市型農業の推進
- 第5節 自然と調和した林業の育成

第3章
暮らしよい豊かな
地域社会と清らかな
水と緑のある
生活環境都市をめざして
(生活環境分野)

- 第1節 安全な暮らしを守る地域づくりの推進
- 第2節 連帯・交流に支えられた豊かな地域社会の形成
- 第3節 清潔で快適な資源循環型社会システムの構築
- 第4節 水と緑に恵まれた生活環境づくりの推進

第4章
笑顔あふれる安心して
暮らせる保健福祉都市
をめざして
(保健福祉分野)

- 第1節 高齢者が安心して生活できる福祉の充実
- 第2節 障がい者が一般社会で安心して生活できる福祉の充実
- 第3節 市民が生涯を通じて健康で安心して暮らせる保健・医療の充実
- 第4節 子どもを安心して産み育てられる環境の整備
- 第5節 総合的な地域福祉の推進

第5章
生涯健やかな体と心
を培う人権尊重を基調
とした教育文化都市を
めざして
(教育・文化分野)

- 第1節 人権尊重教育の推進
- 第2節 生涯学習社会の振興
- 第3節 青少年の健全育成の推進
- 第4節 個性を生かす学校教育の充実
- 第5節 社会教育推進体制の整備
- 第6節 文化・スポーツ・レクリエーションの振興

第6章
柔軟で健全な行財政
運営をめざして
(行財政分野)

- 第1節 財政運営の健全化
- 第2節 行政体制の効率化
- 第3節 組織・人事体制の活性化
- 第4節 市民参加の推進
- 第5節 広域行政の推進

第2章 計画の背景

第1節 これまでの取組

平成23（2011）年度から平成25（2013）年度までを計画期間とする後期基本計画においては、まちづくりの主役である市民とともに汗をかき、知恵を絞ることで、市民と協働のまちづくりを進めるとともに、継続的な行政改革の推進により、財政基盤の強化を図りながら、魅力あるまちづくりに取り組んできました。



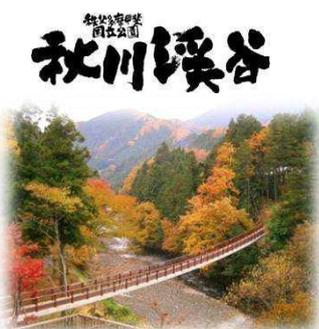
防災対策については、地域の防災力の強化を図るため、東日本大震災以前から市内7地区に発足した防災・安心地域委員会[*4]と連携を密にして、平常時からの備えとして自助・共助など市民の防災意識の醸成を図るとともに、地域防災リーダー[*5]の育成に取り組むことで、災害に強いまちづくりを進めてきました。

郷土の恵みの森づくりについては、「郷土の恵みの森構想」に基づき、地域、企業、自治体等が協働により、生物多様性保全や地球温暖化防止にもつながる自然の保全・活用を推進しています。この取組は、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の環境活動コンテストにおいてグランプリに輝くなど高く評価され、「環境都市あきる野」の実現に向けた大きな一歩となりました。

五日市物語



観光まちづくりの取組については、映画「五日市物語」[*6]を活用した観光推進事業や観光ボランティアガイドによる市内の見どころ案内などにより地域の活性化を図るとともに、広くその魅力を情報発信するなど、地域住民との協働により郷土の財産を活用した施策を展開し、観光客などの交流人口の確保に努めてきました。



さらに、観光施策と環境施策を連動させることで、地域の活性化の相乗効果を高めるため、平成25（2013）年4月に「地域活性化協働センター」を五日市出張所内に設置し、秋川溪谷のブランド化や生物多様性地域戦略の策定、ジオパーク[*7]の検討などに取り組んできました。

*4 防災・安心地域委員会

安全で安心できる暮らしを守るため、各地域の特性に合った防災に関する取組などを、地域住民が市と連携しながら自主的に行う平成20年12月に設立された組織。

*5 地域防災リーダー

防災・安心地域委員会とともに地域において防災に関する取組を行う際に中心的役割を担う人材。平常時には、訓練や研修などで習得した知識・技術の普及を図り、災害発生時には、地域住民と協力して、消火や救出救護、避難誘導などを行う。

*6 映画「五日市物語」

市制施行15周年記念映画として「五日市キネマ団」を核に、この企画に賛同した多くの俳優、ボランティア市民、市職員が一体となって作り上げた作品。歴史ある五日市地区を舞台に五日市憲法草案誕生の原動力となった千葉卓三郎にまつわるエピソードや地域の行事、特産品などを織り交ぜながら、美しい自然とそこに住む暖かい人々、歴史を背景に描かれた人間ドラマ。

*7 ジオパーク

ジオ（地球）に関わる様々な地層や岩石、断層などの自然遺産を含む自然豊かな公園。これらのジオに関わる遺産を保護・整備することで、科学教育や防災教育の場として、また新たな観光資源として地域の振興に活かすことなどができる。



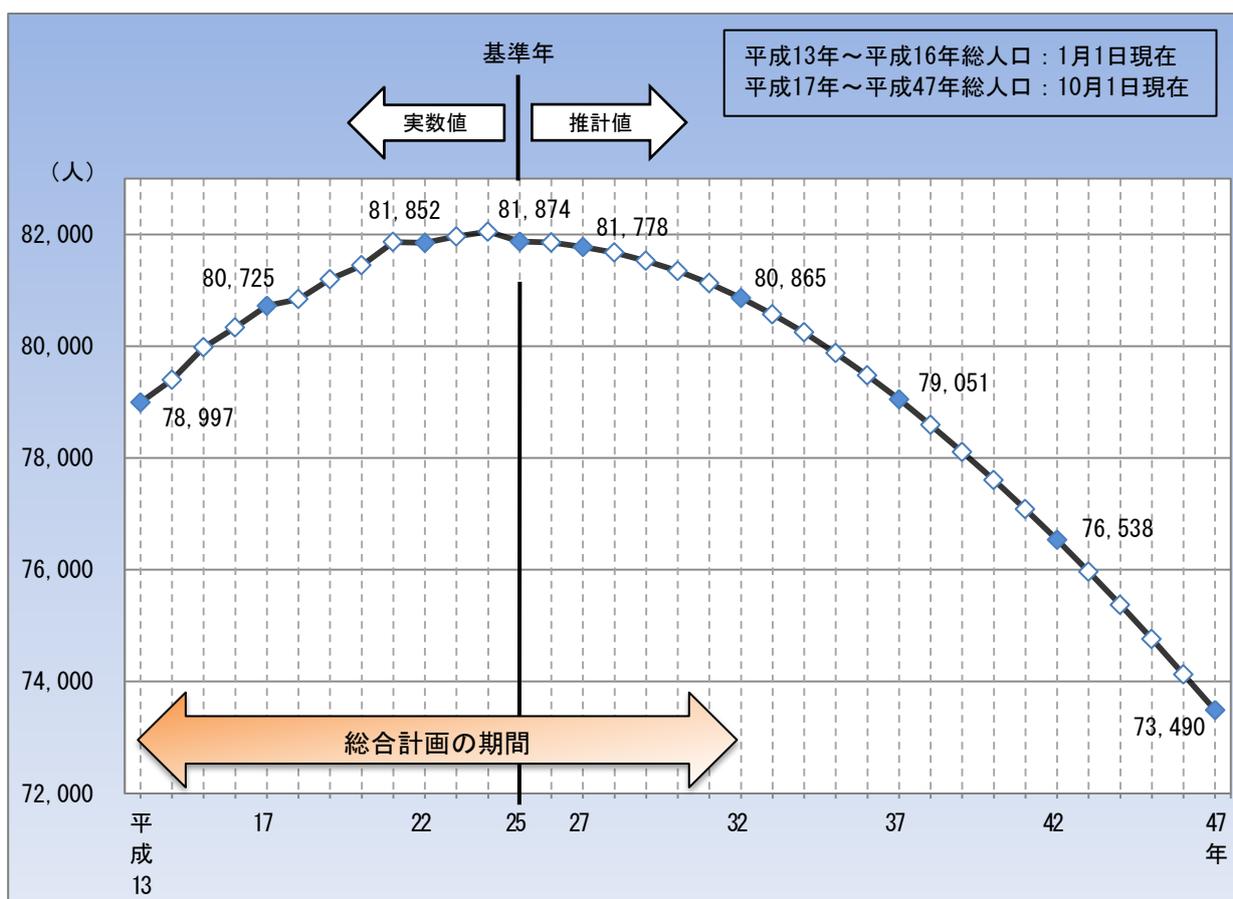
第2節 現状と課題

1 人口構造の変化について

平成24（2012）年の日本の合計特殊出生率[*8]は、前年を0.02ポイント上回り1.41となる一方で、出生数は過去最少となっています。このような中、日本の総人口は既に減少に転じており、平成25（2013）年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した将来人口推計において、本市の人口は、平成52（2040）年に約6万9,000人となり、平成22（2010）年比で14.7%減少すると推計されています。また、人口減少に併せて少子高齢化がより一層進むことで、社会保障関係経費の増加とともに、経済活動を支える生産年齢人口の減少による税収の落ち込みが見込まれます。

このような状況を踏まえ、定住の促進や空き家対策、少子化対策、高齢者が安心して暮らせるまちづくりなど、人口構造の変化に対応した施策の展開を図る必要があります。

人口推計の結果



※ 平成13年から平成23年までの総人口は、住民基本台帳の人口及び外国人登録者の合計。

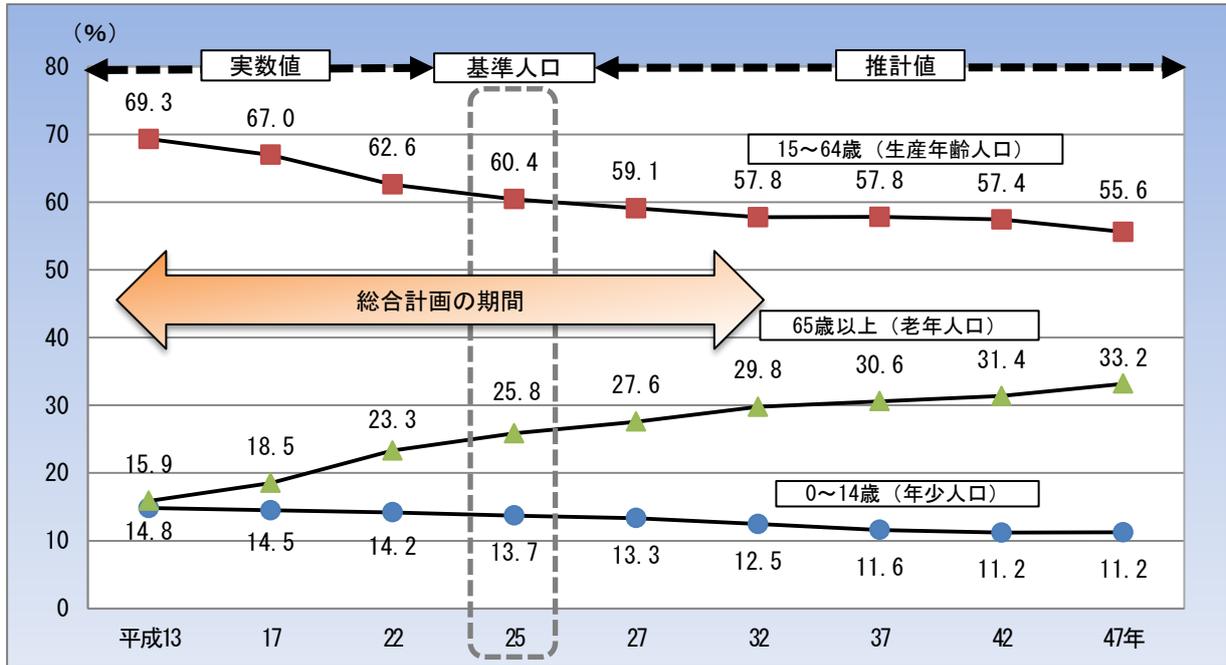
※ 平成24年及び平成25年の総人口は、住民基本台帳の人口。(住民基本台帳法の改正に伴い、外国人を含む。)

(資料：企画政策課)

*8 合計特殊出生率

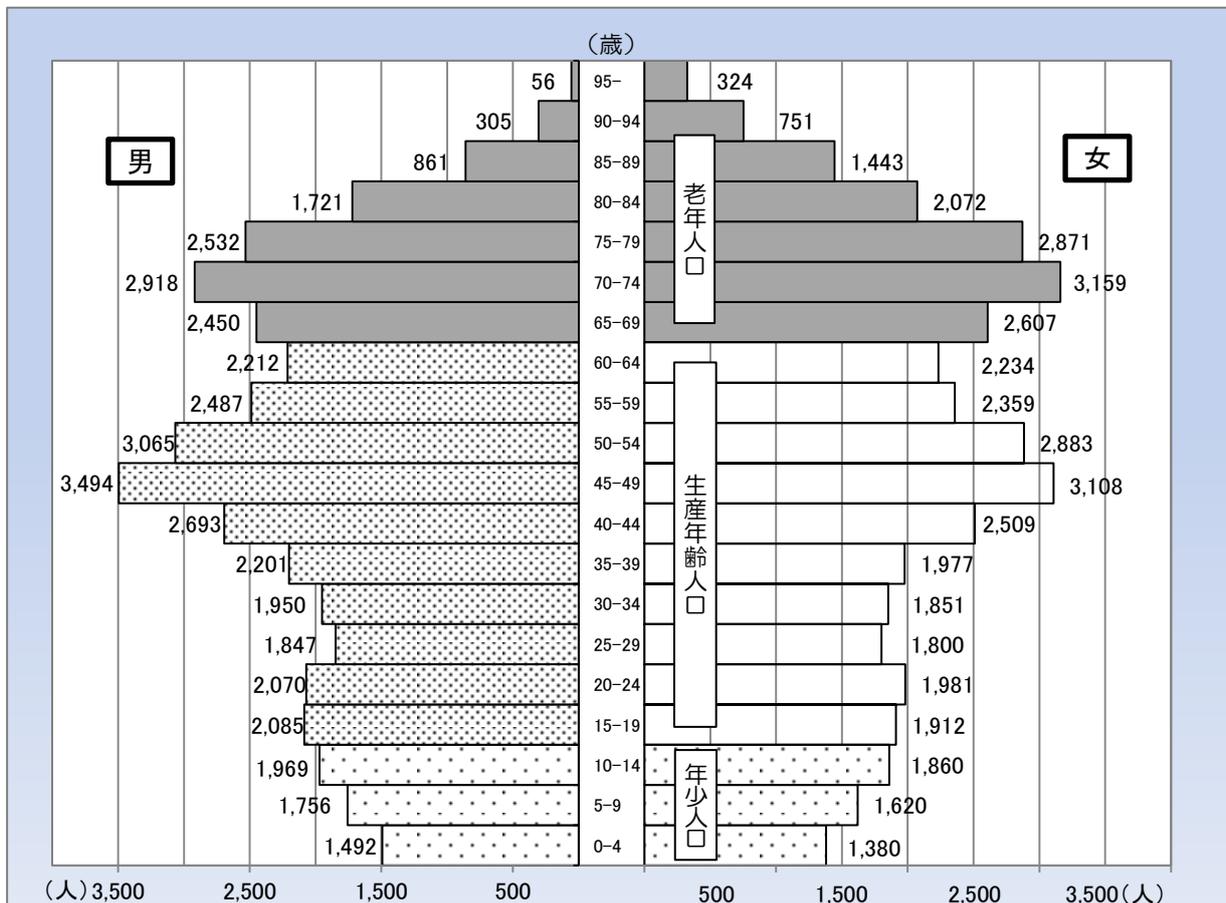
15歳から49歳までの女性の年齢別出生率の合計。

人口構成比



- ※ 平成13年及び平成17年は、1月1日現在の住民基本台帳の人口。
 - ※ 平成22年は、10月1日現在の住民基本台帳の人口及び外国人登録者の合計。
 - ※ 平成25年は、10月1日現在の住民基本台帳の人口。(住民基本台帳法の改正に伴い、外国人を含む。)
 - ※ 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計が100%にならないことがある。
- (資料：企画政策課)

人口構成ピラミッド (平成32年推計人口)



(資料：企画政策課)



I 総論

2 社会資本の老朽化

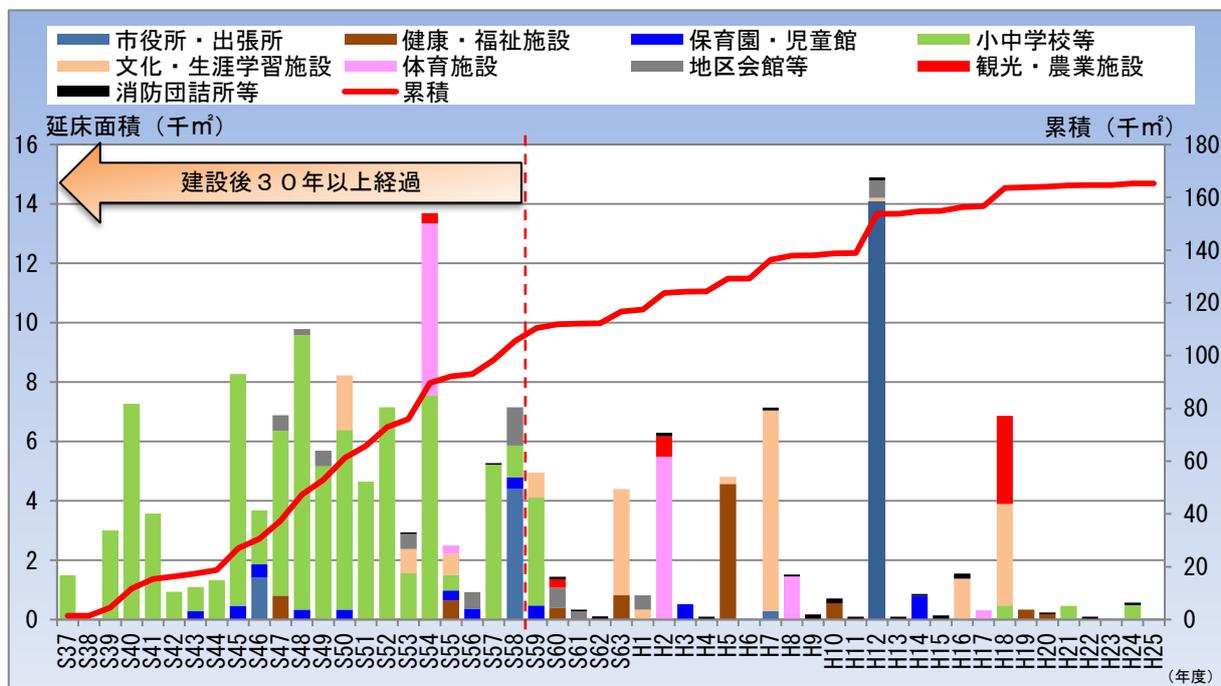
市有建築物、道路及び橋りょうは、老朽化などにより更新の時期を迎えております。

主な市有建築物については、昭和40年代から昭和50年代にかけて集中的に整備され、約3分の2が建設から30年以上経過しています。

道路については、平成25年4月現在、市道の総延長約682kmのうち、約305kmが舗装道路となっていますが、経年劣化等により路面にひび割れ等が発生している路線があります。また、市が管理する橋りょうについては、212橋あり、橋長がおおむね15m以上の31橋のうち、18橋が建設から30年以上経過しています。

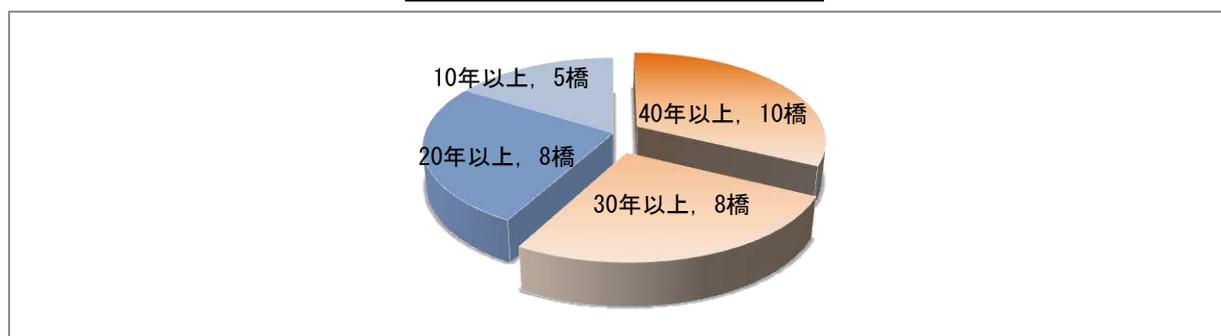
このようなことから、今後、公共施設の長寿命化や修繕予算の平準化を図りながら、計画的な維持管理・更新に取り組む必要があります。

主な市有建築物の築年別整備状況



- ※ 「健康・福祉施設」は、総合福祉センター、高齢者在宅サービスセンター、保健相談センターなどの施設。
- ※ 「小中学校等」は、学校給食センターを含む。
- ※ 「文化・生涯学習施設」は、公民館、図書館、市民文化ホール、産業文化複合施設などの施設。
- ※ 年度は、建築した年度であり、大規模改修・増改築の時期は、加味していない。(資料：施設営繕課)

主な橋りょうの経過年別内訳



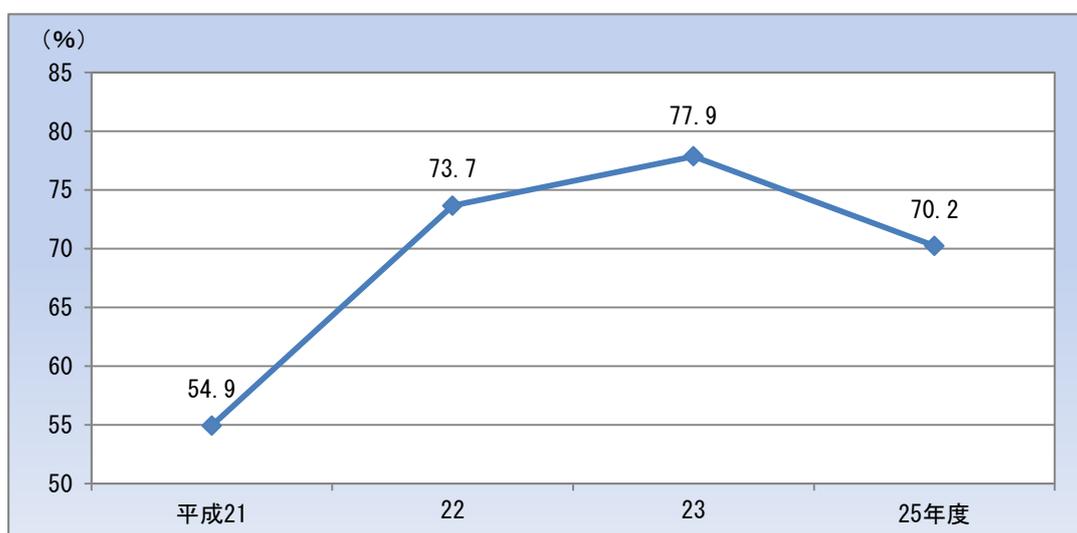
- ※ 市が管理する212橋のうち、橋長がおおむね15m以上の31橋の状況である。(資料：建設課)

3 防災意識の変化

東日本大震災以降、全国的に防災の取組が活発になっており、特に自助・共助といった市民や事業者の地域における役割が重要視されています。このような中、平成25(2013)年9月に修正した「地域防災計画」に基づく防災対策の取組を進めるとともに、防災・安心地域委員会を始めとした地域との連携による防災対策の活動を積極的に展開しています。

地域コミュニティの希薄化や少子高齢化などが進む中、地域防災力の低下を招かぬよう、市民、事業者、行政の役割を明確にして、あらゆる災害を想定した防災対策に取り組んでいく必要があります。

「防災対策の推進」の施策に対して、「重要である」「まあ重要である」と答えた市民の割合



※ 平成24年度は、市民アンケート調査を実施していない。

(資料：企画政策課 「市民アンケート調査」)





4 環境意識の高まり

本市は、市域の6割を森林が占め、秋川や平井川などの清流とともに、豊かな自然環境を形づくっています。森林は、永きにわたり受け継がれてきた大切な財産であるとの認識のもと、人と森との新たな関わりの姿を創出するため、「郷土の恵みの森構想」に基づく森づくりに取り組んでいます。

また、生物多様性の保全については、平成20（2008）年に「生物多様性基本法」が成立し、平成22（2010）年には生物多様性条約10締約国会議（COP10）が愛知県で開催されるなど、その機運が高まっている状況にあります。こうした中、様々な動植物が生息・生育している本市においても、生物多様性地域戦略の策定を進めています。

さらに、地球規模の環境問題である地球温暖化については、市民のエコ意識が変化する中、原因となる温室効果ガスの排出削減に向けた普及・啓発のほか、住宅における新エネルギー・省エネルギー機器の導入促進に取り組んできました。東日本大震災以降、国や東京都による新たなエネルギー政策や地球温暖化対策などが展開され、本市においても時代



に応じた環境施策を進めるとともに、森づくりなどを通じた地球温暖化の緩和にも取り組んでいます。

今後も、森づくりや生物多様性の保全により、本市の豊かな自然と人との新たな関係性を創出していくとともに、限られた資源の中で低炭素社会の構築や循環型社会の形成に向けた取組を進める必要があります。



森っこサンちゃん

「森っこサンちゃん」は、「環境都市あきる野」の実現に向けたあきる野市のイメージキャラクターです。昭和6年に市内の草花丘陵で発見された「トウキョウサンショウウオ」がこのデザインのモチーフになっています。

5 経済情勢の変化

平成20（2008）年9月のリーマンショックやギリシャの債務危機を発端としたユーロ危機などの影響を受け、日本の経済は長引く低迷を続けてきました。このような中、平成24（2012）年12月の新政権発足以降、円安の進行や日経平均株価の上昇、国内総生産（GDP）に改善傾向が見られるなど、少しずつではありますが日本経済に明るい兆しが見え始めました。一方で、原油の高騰や消費税の増税など、中小企業においては、先行きが不透明な状況が続いています。

このような経済情勢の中、本市の地域特性を活かした地域産業の活性化などに取り組むとともに、日本経済の動向を注視し、時代の潮流にあった柔軟な対応が求められます。

産業別事業所数

産業（大分類）	平成18年	平成21年	平成24年
第1次産業	3	9	8
農林漁業	3	9	8
第2次産業	647	685	648
鉱業，採石業，砂利採取業	—	—	—
建設業	400	424	405
製造業	247	261	243
第3次産業	1,904	1,980	1,813
電気・ガス・熱供給・水道業	4	5	2
情報通信業	7	22	21
運輸業，郵便業	27	40	35
卸売業，小売業	666	681	618
金融業，保険業	26	29	36
不動産業，物品賃貸業	117	98	97
学術研究，専門・技術サービス業	—	95	98
宿泊業，飲食サービス業	272	280	272
生活関連サービス業，娯楽業	—	237	226
教育，学習支援業	109	112	81
医療，福祉	181	194	179
複合サービス事業	19	20	12
サービス業（他に分類されないもの）	452	145	136
公務	24	22	—
総数	2,554	2,674	2,469

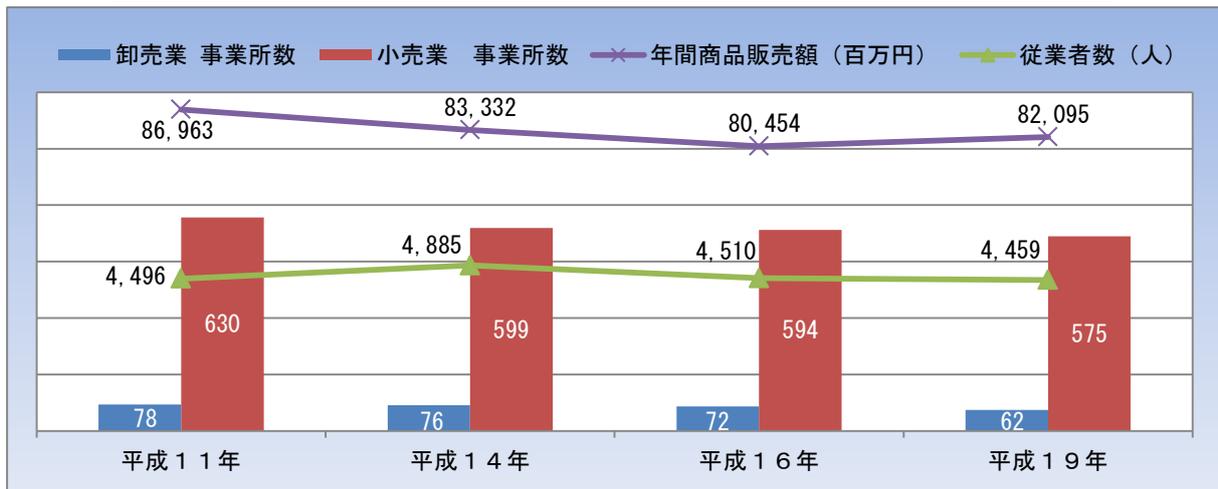
※ 平成18年10月1日、平成21年7月1日、平成24年2月1日現在である。

※ 平成24年経済センサス活動調査は、国及び地方公共団体を除く。

（資料：平成18年事業所・企業統計調査、平成21年及び平成24年経済センサス調査）



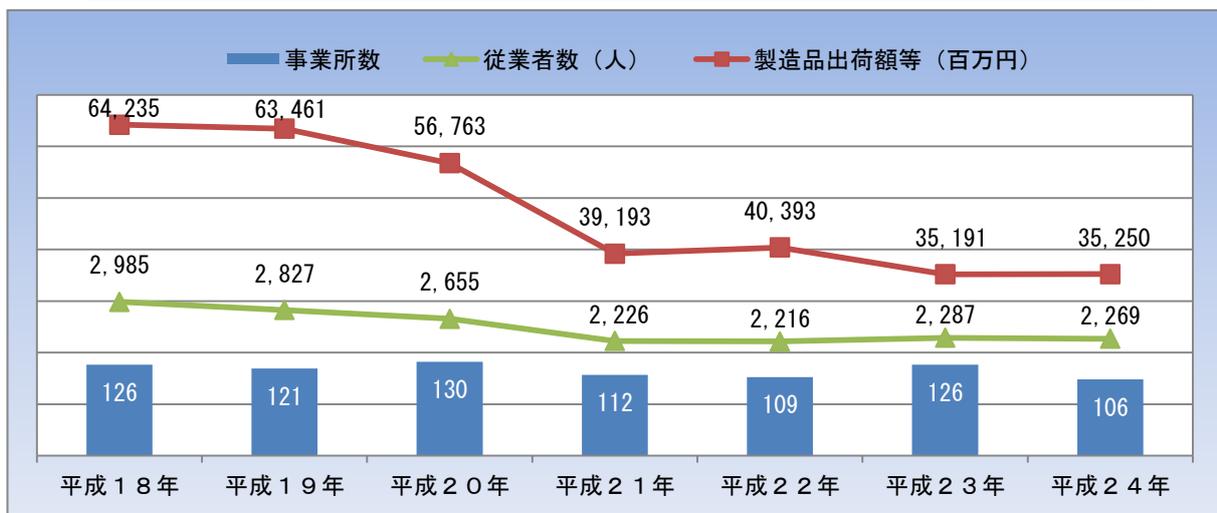
商業の事業所数、従業者数及び年間商品販売額の推移（卸売・小売）



※ 平成11年は7月1日現在、平成11年以外は各年6月1日現在である。
 ※ 平成21年商業統計調査については、平成24年経済センサス活動調査の中で集計されているが、調査方法等が異なるため掲載していない。
 ※ 平成11年は公営企業等を含まない。
 ※ 平成16年は、事業所・企業統計調査及びサービス業基本調査の合同調査で実施されている。

(資料：商業統計調査)

工業の事業所数、従業者数及び製造品出荷額等の推移（従業員4人以上）



※ 平成23年以外は各年12月31日現在、平成23年は平成24年2月1日現在である。
 ※ 工業統計調査と平成24年経済センサス活動調査は、基準日、調査方法等が異なるため、留意する必要がある。

(資料：平成18年から平成22年まで及び平成24年工業統計調査、平成24年経済センサス調査)

農家数及び経営耕地面積の推移

	農家数(戸)				経営耕地面積(a)
	総数	販売農家		自給的農家	
		専業農家数	兼業農家数		
平成12年	849	70	314	465	32,431
平成17年	865	86	216	563	23,570
平成22年	806	48	205	553	17,600

※ 各年2月1日現在である。
 ※ 経営耕地面積は、平成17年が家族経営体の数値であり、平成22年が農業経営体の数値である。

(資料：平成17年農林業センサス、平成12年及び平成22年世界農林業センサス)

6 地方分権の進展

平成23（2011）年にいわゆる地方分権一括法が公布され、平成24（2012）年には地域主権推進大綱が閣議決定されるなど、地方分権改革が進められています。

このような中、基礎自治体においては、都道府県からの事務権限の移譲や条例制定権の拡大が進められるなど、地域の課題に合った自主的・自立的な行政運営が求められます。

7 財政状況について

市の財政状況については、行政改革の取組などにより経常収支比率[*9]等の財政指標に改善傾向が見られますが、依然として厳しい状況にあります。歳入の根幹を成す市税については、所得税から住民税への税源移譲があった平成19（2007）年度をピークに減少し、平成24（2012）年度の市税収入は、合併以降、最低水準となっています。今後、人口減少が見込まれる中、生産年齢人口の減少などにより、市税の増加を見込むことが難しい状況です。一方、歳出については、景気の低迷や少子高齢化の進展を背景に、扶助費等の社会保障関係経費が増加傾向にあり、今後、更に増加していくことが見込まれます。

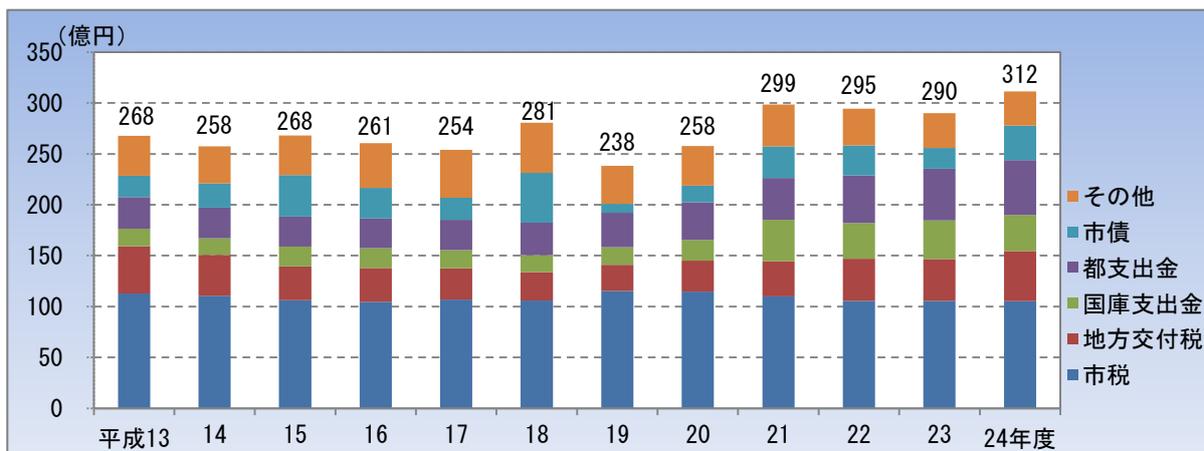
人口減少社会の到来や少子高齢化の進展、老朽化する公共施設の維持管理・更新など、様々な課題を抱える中、引き続き行政改革に取り組み、歳出と歳入のバランスのとれた行政運営が求められます。

*9 経常収支比率

税などの一般的な財源を人件費や扶助費、公債費など経常的に支出する経費にどれくらい充てているかを示す指標。この比率が高くなるほど、公共施設の整備など投資的な経費に使われる財源の余裕が少なくなり、財政運営が厳しくなる。

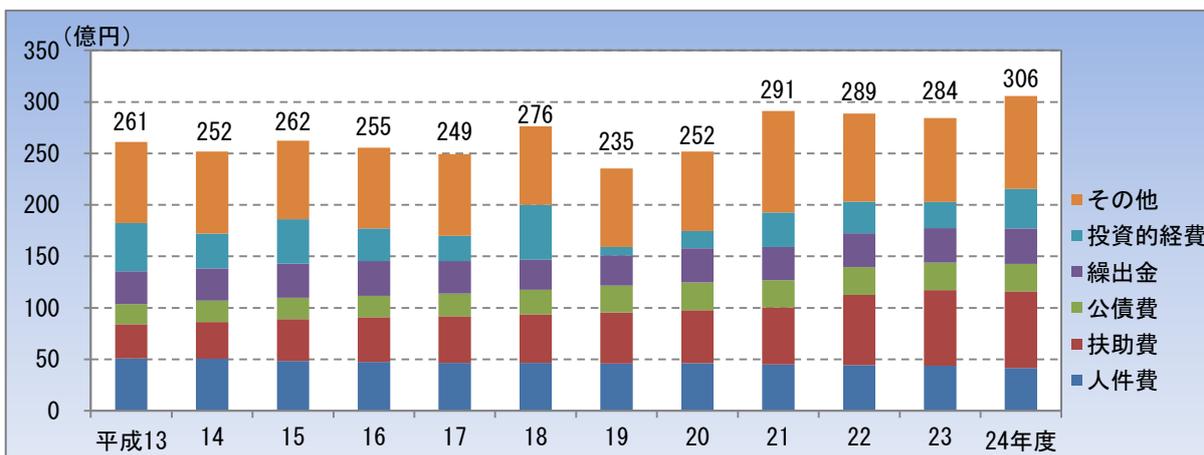


普通会計[*10]決算における歳入額の推移



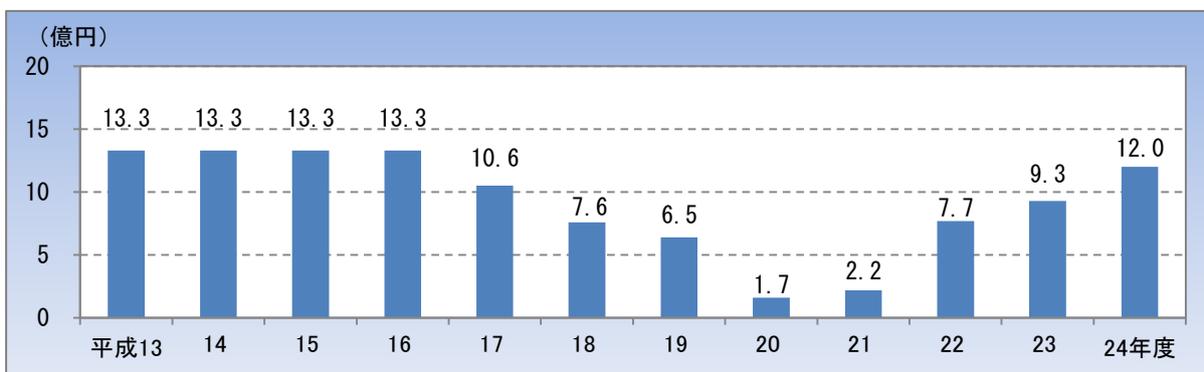
※ 「その他」は、「地方譲与税」「地方消費税交付金」「地方特例交付金」「使用料及び手数料」「財産収入」などである。
(資料：財政課)

普通会計決算における歳出額の推移



※ 「その他」は、「物件費」「補助費等」「積立金」などである。
(資料：財政課)

財政調整基金[*11]残高の推移



(資料：財政課)

.....

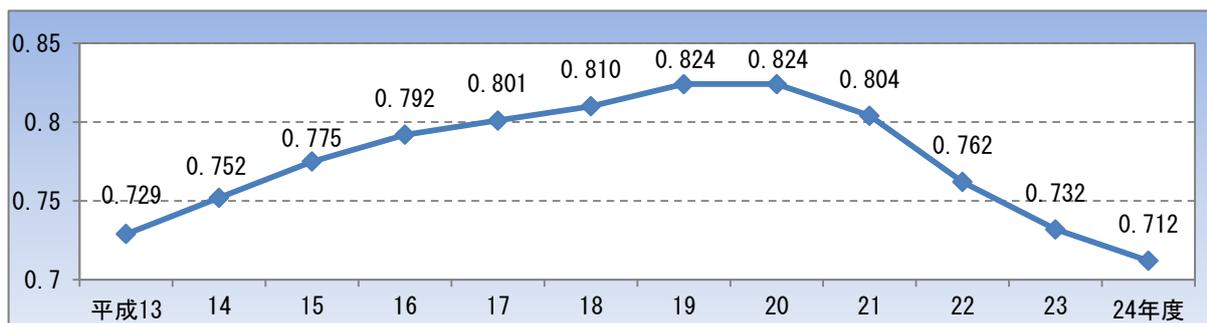
***10 普通会計**

総務省の定める基準により一般会計と特別会計の一部を合算したもので、各地方公共団体の財政状況の把握や地方財政全体の分析などに用いている。

***11 財政調整基金**

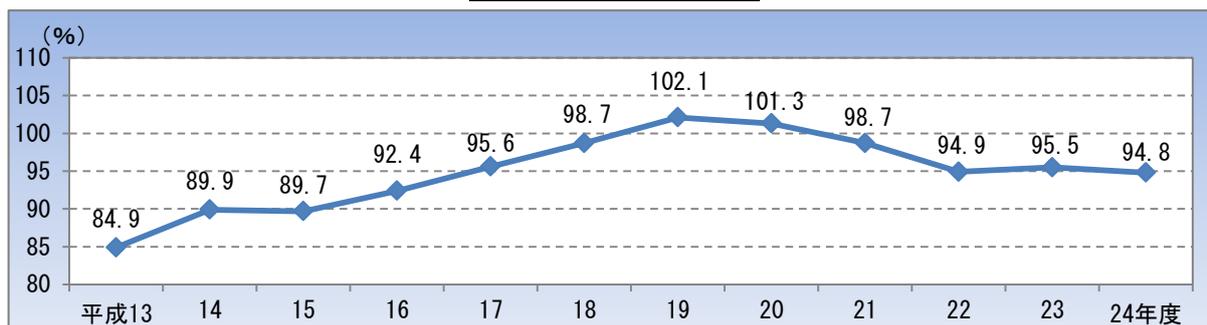
税収の落ち込みなどによる年度間の財源を調整するほか、突発的な災害や緊急を要する経費に備えるための基金。

財政力指数[*12]の推移



(資料：財政課)

経常収支比率の推移



(資料：財政課)

公債費比率[*13]の推移



(資料：財政課)

将来負担比率[*14]の推移



(資料：財政課)

*12 財政力指数

財政力を表す指数で、過去3年間の平均値。1.0を上回ると財政的に余裕があるとされている。

*13 公債費比率

地方公共団体がこれまでに借り入れた地方債の償還金が一般財源に占める割合。

*14 将来負担比率

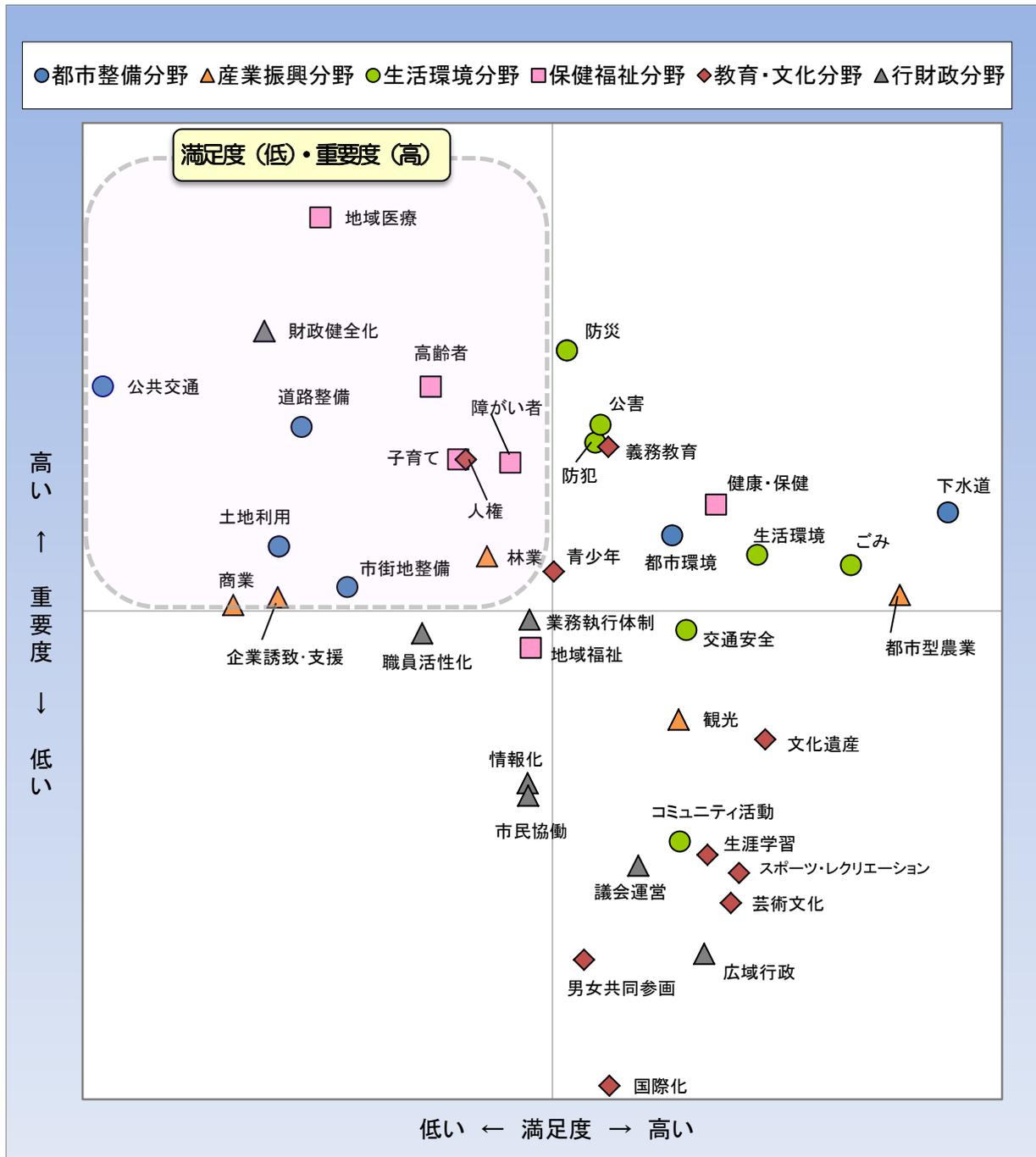
一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。



8 市民の意向（市民アンケート調査から）

市民アンケート調査は、無作為に抽出した市民に対して、市の事務や事業に対する重要度・満足度を把握し、市民の考えや意向を市政に反映できるよう実施しています。このことから、満足度が低く、重要度が高い施策や市民が望むまちづくりに関する意向などを踏まえ、施策の展開を図る必要があります。

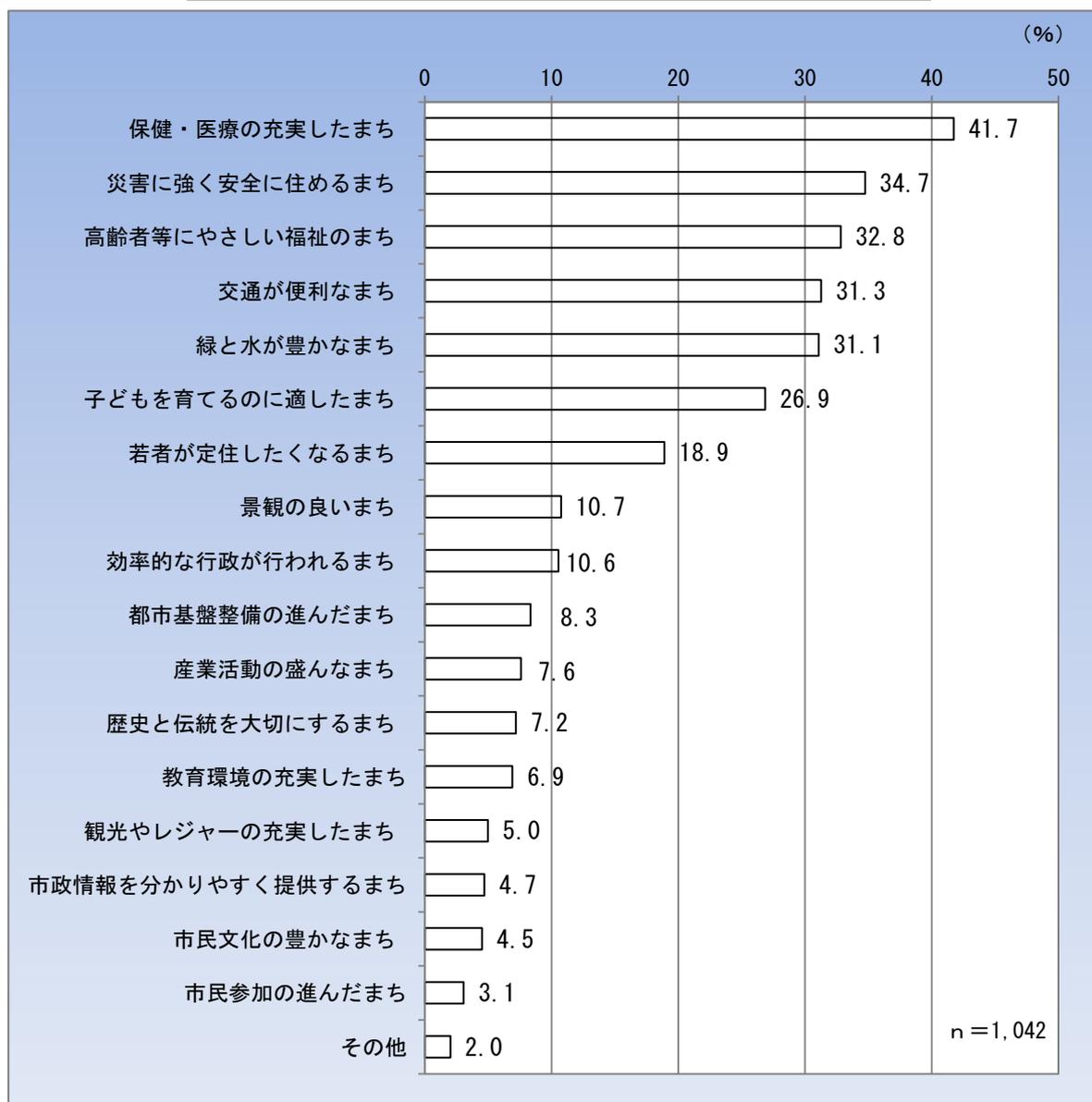
40施策別重要度と満足度のクロス集計結果



※ 市で実施している40の施策について、それぞれの満足度と重要度を5段階で評価している。40施策の評価結果のうち、「わからない」・「無回答」を除く、各施策の結果を数値化し、平均点を50点とした標準得点(偏差値)を算出して、その結果を散布図として表している。

(資料：企画政策課「平成25年度市民アンケート調査」)

「どんなまちにしたいか」という設問に対する集計結果



※ 複数回答を可能としているため、全体に対する回答の割合を表している。
 (資料：企画政策課 「平成25年度 市民アンケート調査」)



第3章 計画の策定に当たって

近年の技術革新や情報通信技術の高度化などにより、私たちを取り巻く生活環境は目まぐるしく変化し、“モノ”や“情報”が手軽に、早く、便利に、いつでも入手できるようになるなど、急速な発展を遂げてきました。このように社会が標準化・効率化・画一化していく一方で、地域コミュニティの希薄化やまちの持つ本来の文化・風土が埋もれてしまうことなどが懸念されます。

また、これまで右肩上がりに増え続けてきた日本の人口は、減少に転じるとともに、社会資本の老朽化に伴う更新の時期を迎えるなど、成長する社会から成熟した社会へ移行する「転換期」において、これらの社会情勢の変化に対応した行政運営が求められています。

このようなことを踏まえ、定住促進策や空き家対策など新たに予想される課題に対して具体的な調査・検討を進めるとともに、社会情勢の変化に対応した次の3つのテーマを設定して取り組むべき施策を明らかにしながら、「東京のふるさと・あきる野」の魅力と価値を再認識し、成熟した社会におけるまちづくりを進めていきます。

社会情勢の変化に対応した“3つのテーマ”

1 安全・安心なまち

2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち

3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

この3つのテーマを基本構想に掲げる6つの施策の大綱に横断させて、P18・P19に示すそれぞれの視点により、各分野から重点化する施策を抽出します。

総合計画

基本構想

基本理念

豊かさや活力のある都市の創造

豊かな自然と人との共生による文化の創造

安心して暮らせる魅力ある社会の創造

将来都市像

人と緑の新創造都市

施策の大綱

自然と都市機能の調和した暮らしやすい都市をめざして
(都市整備分野)

市民の暮らしをリードする産業都市をめざして
(産業振興分野)

暮らしよい豊かな地域社会と清らかな水と緑のある生活環境都市をめざして
(生活環境分野)

笑顔あふれる安心して暮らせる保健福祉都市をめざして
(保健福祉分野)

生涯を健やかな体と心を培う人権尊重を基調とした教育文化都市をめざして
(教育・文化分野)

柔軟で健全な行財政運営をめざして
(行財政分野)

後期基本計画

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

～計画推進に当たっての基本姿勢～

・ふるさとづくりの推進 ・協働のまちづくりの推進 ・行政改革の更なる推進

テーマ

1 安全・安心なまち
(⇒P20)

社会資本の整備
(道路・橋りょう)

防災対策

社会資本の整備
(公共施設)

2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち
(⇒P22)

地域内交通対策

子育て支援の充実
高齢者支援の充実

学校教育の充実
生涯学習の充実

3 あきる野らしさを活かした活気あるまち
(⇒P24)

地域資源のブランド化
農業振興
情報発信

環境施策の充実

伝統・文化の保存・継承

情報発信

テーマ1 安全・安心なまち

市民の生命と財産を守り、誰もが安全・安心に暮らすことができるまちづくりを進めるため、震災や風水害などのあらゆる自然災害に対して、自助・共助といった市民への防災意識の醸成を図りながら、地域特性を踏まえた防災対策に取り組むことが重要です。

また、災害に強い都市基盤の整備を図る必要があることから、建設から年数が経過し更新の時期を迎えた市有建築物や道路、橋りょうなどについては、市民の安全を確保する上で計画的な維持管理・更新に取り組む必要があります。

このようなことから、「防災対策」「社会資本の整備」の視点で施策の重点化を図ります。



総合防災訓練



地域防災リーダーが防災訓練時に安否確認する様子



消防団出初式



昭和12年に建設された前川橋



PFI^[*15]事業の活用により、施設の建て替えが予定されている学校給食センター

視点	重点施策
防災対策	第3章第1節1-② 災害時要援護者の情報把握及び支援体制づくりの推進（P51） 第3章第1節1-③ 防災・安心地域委員会等の活動への支援（P51） 第3章第1節1-④ 地域防災リーダーの育成（P51） 第3章第1節1-⑤ 防災意識の普及・啓発及び向上（P51） 第3章第1節1-⑪ 安全に避難できる場のネットワーク形成（P52）
社会資本の整備	第1章第3節1-④ 道路・橋りょうの維持管理・更新の推進（P33） 第6章第2節2-① 公共施設の総合的管理の推進（P100）

*15 PFI（Private-Finance-Initiative：プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略）
 公共事業を実施するため、民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。

テーマ2 みんなが快適でいきいき暮らせるまち

人口減少社会の到来が現実のものとなる中、地域の担い手であり働き手である若者の流出を抑え、少しでも多くの人に移り住んでもらうなど、定住人口の確保を図る必要があります。これまで取り組んできた一人一人を大切にする「特別支援教育」の考え方に基づくあきる野の教育や平成27（2015）年度からスタートする子ども・子育て支援新制度などにより、子育て世代に魅力のある子育て環境を整えるとともに、高齢者が住み慣れたまちで安心して生活できるよう高齢者を支え合う地域づくりを進めるなど、誰もが快適でいきいきと暮らせるまちづくりを進めることが重要です。

このようなことから、「子育て支援の充実」「高齢者支援の充実」「地域内交通対策」「学校教育の充実」「生涯学習の充実」の視点で施策の重点化を図ります。



定員を増加させた市立神明保育園



介護予防事業



小中一貫教育のパイロット校「増戸学園」
(左:増戸小学校、右:増戸中学校)



スポーツ・レクリエーション大会



盆掘地区交通対策事業
「Bon Bori Go! (盆掘号)」

視点	重点施策
子育て支援の充実	第4章第4節1-③ 保育の待機児童の解消 (P74) 第4章第4節1-⑧ 放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の充実 (P75)
高齢者支援の充実	第4章第1節1-② 介護予防・健康づくり事業の推進 (P65) 第4章第1節4-② 高齢者を支え合う地域づくりの推進 (P66)
地域内交通対策	第1章第3節2-① 地域内交通対策の検討・整備 (P33)
学校教育の充実	第5章第4節1-③ 小中一貫教育の推進 (P86)
生涯学習の充実	第5章第6節3-② スポーツ活動の機会の充実 (P94)

テーマ3 あきる野らしさを活かした活気あるまち

あきる野市は、緑豊かな山々や清らかな川などに恵まれた地域であり、多くの動植物が生息するとともに、日本でも有数の化石や地層の宝庫でもあります。そして、先人たちがこの地に遺してくれた優れた歴史や伝統・文化、肥沃な秋留台地におけるあきる野の農業などが、脈々と今日に受け継がれてきました。

これらの恵まれた市の魅力である地域資源を見つめ直し、市民とともに守り、育て、確実に後世に引き継いでいながら、秋川渓谷などの市の魅力を内外に強く発信し、多くの人に訪れてもらうなど、あきる野らしさを活かした活気あるまちづくりを進めることが重要です。

このようなことから、「地域資源のブランド化」「環境施策の充実」「農業振興」「伝統・文化の保存・継承」「情報発信」の視点で施策の重点化を図ります。



秋川渓谷



秋川橋河川公園



立川駅で実施した観光キャラバン[*16]

*16 観光キャラバン

市の観光情報のパンフレット等を駅構内などで広く配布することにより、市の魅力を発信し誘客を図る活動。これまでに、中央線沿線主要駅の利用者を対象として、地元企業や団体などと協働により、「秋川渓谷観光」の魅力の発信をしてきた。また、活動を通じて、直接、生の声が聞けることなどのメリットがある。



地域との協働による尾根道整備



秋川ファーマーズセンター



秋川歌舞伎

視点	重点施策
地域資源の ブランド化	第2章第3節1-② 秋川渓谷・郷土資源を活用した観光まちづくりの推進（P41） 第2章第3節1-③ 秋川流域ジオパークの推進（P41） 第2章第4節3-③ 農産物のブランド化の推進（P45）
環境施策の充実	第3章第4節3-① 郷土の恵みの森構想の推進（P61） 第3章第4節3-③ 生物多様性保全の推進（P61）
農業振興	第2章第4節1-③ 遊休農地の利用集積等による農業生産の拡大と農地の有効利用の促進（P44） 第2章第4節2-① 農業経営者の支援と確保・育成（P45） 第2章第4節3-① 農産物の販売施設の拡充（P45）
伝統・文化の 保存・継承	第5章第4節1-⑩ 伝統・文化理解教育の推進（P87） 第5章第5節2-④ 伝統芸能保存活動の支援（P92）
情報発信	第2章第3節3-③ 観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRの推進（P43） 第6章第2節1-③ 市政情報の発信（P99）

第4章 計画の推進に当たって

次に示す3つの基本姿勢に基づき、計画を推進します。また、テーマ設定により重点化した施策の内容や実施時期、財源などを実施計画の中で明らかにし、その進捗状況を公表します。

基本姿勢1 ふるさとづくりの推進

あきる野市は、森や肥沃な台地など美しい自然と先人たちが遺してくれた素晴らしい伝統・文化、風土が息づくまちです。これらの恵まれた地域資源は、郷土の恵みの森づくりや観光まちづくり、あきる野農業、伝統・文化理解教育などの様々な場面において、心の豊かさや安らぎをもたらす財産として、「ふるさとを感じられるまちづくり」に大きく寄与しています。

成熟した社会においては、これらの森やのどかな田園風景が残るあきる野の固有の魅力や価値を再認識し、心のよりどころである「ふるさと」をみんなで守り、育て、後世に受け継いでいく必要があります。

このことから、自然と共生し、住む人と訪れる人が「ふるさとづくり」にかかわりを持ちながら、誰もが「東京のふるさと・あきる野」の豊かさや恵みを楽しむまちづくりを進めます。

基本姿勢2 協働のまちづくりの推進

自分たちのまちは自分たちで良くしていこうという、普遍的な住民自治の精神の下、災害に強いまちづくりを市民と行政が協働して進めていくための母体となる、防災・安心地域委員会が市内の7つの地域で発足し、市と連携し地域防災リーダーの育成を図るなどの活発な活動を展開しています。また、「郷土の恵みの森構想」に基づく森づくりにおいては、地域、企業、自治体などが協働の下、生物多様性保全や地球温暖化防止につながる自然の保全・活用を推進しています。この他にも様々な分野において、行政と市民等が共通の目的の下に対等な立場でお互いの役割を補完し合い、責務と役割を明確にしながら連携・協力することで、地域課題の解決に取り組んでいます。

このように、多様化する市民ニーズにきめ細やかに対応するため、行政だけでなく市民を始めとする新しい公共の担い手と連携・協力しながら協働のまちづくりを進めます。

基本姿勢3 行政改革の更なる推進

地方分権改革が進展する中、基礎自治体の責任と権限はますます高まり、質、量ともに行政力の強化が求められています。これまでに、安定した行政サービスを持続的に提供するための強固な行財政基盤を構築する取組として、少数精鋭主義に基づく職員数の適正化や人件費の削減、施設の委託・民営化などを進め、経常収支比率の改善や財政調整基金の積立額の増加など財政指標に一定の成果が表れています。

今後も、厳しい社会情勢を背景に、更なる経費の削減や歳入の確保、効果的な施策の展開を図るなど、行政改革を進め「新たな時代のニーズに柔軟に対応できる行政サービス」をめざします。